

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりの豊かさと幸せ、安心につながる多文化共生社会の実現に向けた、条例の制定を検討するに当たり、事前に、市民、有識者等に意見を求めるため、豊かさと安心につながる多文化共生検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市民一人ひとりの豊かさと幸せ、安心につながる多文化共生社会実現に必要な事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会は、会員15人以内をもって組織する。

2 会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 在住外国人と関わりがある者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による報告が終了するまでの間とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長1人を置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に会員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、住民自治局平和人権共生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。